

令和6年3月21日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官
令和5年(ワ)第70466号 代表者変更登記等請求事件
口頭弁論終結日 令和6年2月1日

判 決

兵庫県尼崎市東難波町1丁目1番1-1412号

原 告 齊 藤 健 一 郎
同訴訟代理人弁護士 村 岡 徹 也

東京都港区南麻布2丁目3番22号

被 告 大 津 綾 香
同訴訟代理人弁護士 豊 田 賢 治
同訴訟復代理人弁護士 石 垣 美 帆

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 主位的請求

被告は、原告に対し、被告が令和5年3月29日政治家女子48党の代表者を辞任した旨及び原告が同日政治家女子48党の代表者に就任した旨を証する被告の記名押印した書面を作成し交付せよ。

2 予備的請求

被告は、原告に対し、被告が令和5年4月6日政治家女子48党の代表者を解任された旨及び原告が同日政治家女子48党の代表者に就任した旨を証する被告の記名押印した書面を作成し交付せよ。

第2 事案の概要

本件は、原告が、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に

関する法律（以下「法人格付与法」という。）3条1項に規定する政党である「政治家女子48党」（登記簿上の現在の名称は「みんなでつくる党」。以下「本件政党」という。）の代表者として登記されている被告に対し、①主位的請求として、令和5年3月29日に開催された緊急会議の場において、被告が本件政党の代表者を辞任し、原告が同代表者に就任したなどと主張して、妨害排除請求権に基づき、法人格付与法7条の2第2項が規定する書面（政党の代表権を有していた者の記名押印した書面）として上記のとおり代表者の変更があったことを証する書面の作成及び交付を求め、②予備的請求として、同年4月6日に開催された本件政党の役員会の決議によって、被告が本件政党の代表者を解任され、原告が同代表者に就任したなどと主張して、妨害排除請求権に基づき、同項が規定する書面として上記のとおり代表者の変更があったことを証する書面の作成及び交付を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに後掲各証拠（以下、特に断らない限り、枝番を含む。）及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実）

(1) 当事者等

ア 本件政党

本件政党は、令和元年8月13日に設立され、令和5年3月8日に、その名称が「NHK党」から「政治家女子48党」に変更された政党であり、法人格付与法3条1項所定の政党として同法4条1項に基づき法人格が付与されている。本件政党の現在の登記簿上の名称は、「みんなでつくる党」である。（乙5）

イ 原告

原告は、参議院議員であり、令和4年6月21日、本件政党の副党首に就任した者である（ただし、後記のとおり、原告が本件政党の代表者に就任したか否かについて争いがある。）。

ウ 被告

被告は、令和5年3月8日に本件政党の党首兼代表者に就任し、本件政党の代表者として登記されている者である。

(2) 本件政党の党規約

令和5年3月8日施行の本件政党の党規約（以下「本件党規約」という。）
には、以下の内容の規定が定められていた。（甲6）

ア 第5条（議決機関）

第1項 党首は毎年1回の通常総会及び必要に応じて臨時総会を招集する。

第2項 党首は必要に応じ役員会を招集する。

イ 第6条（役員）

第1項 本党には次の役員を置く。

党首1名・会計責任者1名・臨時管理人1名・監事3名以内

第2項 本党には必要に応じて次の役員を置くことができる。

副党首5名以内・幹事若干名

ウ 第7条（役員の選出及び任期）

第1項 党首は大津綾香とし、臨時管理人は立花公美とする。

第2項 〔略〕

エ 第8条（臨時管理人）

党首が死亡又は重度障害等により意思の表明ができない場合には、臨時管理人がその党首の職務を代行する。

オ 第11条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

カ 第13条（補則）

第1項 本規約に定めなき事項については、役員会において決定する。

第2項 党首が死亡した場合及び高度障害等により党首が意思表示をできない場合には、副党首が総会及び役員会を招集すること

ができる。

(3) 被告の代表者就任

令和5年3月8日、立花孝志（以下「立花」という。）が本件政党の党首兼代表者を辞任し、被告が本件政党の党首兼代表者に就任した。

5 (4) 本件政党の役員

令和5年3月29日当時の本件政党の役員は、以下のとおりであった（ただし、同日に被告が代表者を辞任し、原告が代表者に就任したかについては争いがある。）。なお、本件政党においては、その当時、党首が代表者を兼ねるものとされていた。

10 ア 党首 被告

イ 副党首 原告及び丸山穂高（以下「丸山」という。）

ウ 会計責任者 立花

エ 臨時管理人 立花公美（以下「公美」という。）

オ 監事 栗飯原美佳（以下「栗飯原」という。）

15 (5) 令和5年3月29日の緊急会議の開催

令和5年3月29日、参議院議員会館の講堂において、原告、被告及び立花らが出席し、緊急会議と称する本件政党の会議（以下「本件会議」という。）が開催され、その状況は、インターネットの動画共有サイト上において生放送で配信された。（甲9、乙4）

20 2 争点

(1) 主位的請求について

令和5年3月29日開催の本件会議において、被告が代表者を辞任し、原告が代表者に就任したか否か（争点1）

(2) 予備的請求について

25 令和5年4月6日開催の本件政党の役員会決議によって、被告が代表者を解任され、原告が代表者に就任したか否か（争点2）

第3 当事者の主張

- 1 争点1 (令和5年3月29日開催の本件会議において、被告が代表者を辞任し、原告が代表者に就任したか否か) について

(原告の主張)

5 (1) 被告は、本件会議において、本件政党の慣習に従い、本件政党の代表者辞任の意思表示を行うとともに、原告に対する代表者就任に係る申込みの意思表示を行い、原告は、これを承諾する旨の意思表示を行った。

10 (2)ア すなわち、本件会議は、被告が違法な政治資金パーティーを企画していたことが判明し、本件政党が複数の債権者から返金を要求されるようになったことを受けて、被告に対し、本件政党の代表者を辞任するよう説得することを目的として開催されたものである。そして、被告は、債権者を含む多数の利害関係者が傍聴する中で、代表者を辞任する趣旨の発言を明確かつ確定的な表現により何度も繰り返し行った。また、被告は、新しい代表者を誰に頼むのかとの質問に対して、原告でいいのではないかと発言
15 を行い、原告は、これを了承した旨の発言を行った。

イ また、被告は、別件訴訟において、被告が本件政党の代表者を辞任し、又は解任されたことを前提として、自らが本件政党の代表者の地位にない旨を主張しており、このことは、被告が本件会議で辞任の意思表示をしたことを裏付ける。

20 (3) 以上のような経過に照らせば、被告及び原告において上記の各意思表示を行ったものと評価することができる。

(被告の主張)

(1) 被告が本件会議において本件政党の代表者を辞任する等の意思表示を行ったことは否認する。

25 (2)ア 被告は、本件会議に先立ち、立花から、被告が給与名目で金銭をもらいながら党首を続けることを条件として、本件政党の党首の地位と代表者の

地位を分離させ、代表者の地位だけを立花に戻すという提案を受けた。被告は、その提案について書面で確定的に行う旨を立花に告げ、その了承を得ていた。

それにもかかわらず、本件会議が開かれ、被告は、立花から対応が遅いなどと責め立てられたものの、代表者辞任の確定的な意思表示は書面で行う旨を再三述べていた。本件会議における「代表権を移す」等の被告の発言は、上記提案をめぐるそれまでの経緯等について説明したものであったり、本件政党の代表者を辞任する意向があることを述べたものにすぎず、本件会議の場で代表者を辞任するとの確定的な意思表示をする趣旨ではない。

また、立花を始めとする本件会議に参加していた者においても、被告による代表者辞任の確定的な意思表示は書面にて行われるとの認識を有したまま本件会議を終了している。

さらに、本件会議後においても、立花は、SNS上で被告が党首であることを前提とした投稿をしたり、栗飯原は、被告を代表者として収支報告書等を作成し、総務省に提出したりするなど、被告が代表者であることを前提とした行動をしている。

(3) したがって、被告は、本件会議の場において、本件政党の代表者を辞任する旨の確定的な意思表示をしていない。

2 争点2（令和5年4月6日開催の本件政党の役員会決議によって、被告が代表者を解任され、原告が代表者に就任したか否か）について

（原告の主張）

(1) 役員会決議による解任の可否

本件党規約5条2項によれば、役員会の招集権限は党首にあるものの、被告の代表者（党首）の解任を議案とする役員会を招集することは、本件政党と被告との利益が相反する事項に当たることから、法人格付与法9条の4に

より、被告の招集権限は否定される。

そして、このように党首が役員会の招集権限を行使できない場合には、本件党規約13条2項の「高度障害等により党首が意思表示をできない場合」の「等」に該当することから、副党首である原告が役員会を招集することができる。また、本件党規約には代表者（党首）の解任に関する具体的な規定がない以上、本件党規約13条1項により、役員会が代表者（党首）の解任を決定することができる。

(2) 令和5年4月6日開催の役員会における解任決議等

原告は、本件政党の副党首として役員会を招集し、令和5年4月6日、参議院議員会館の議員事務所において、本件政党の役員会（以下「本件役員会」という。）を開催した。

本件役員会では、被告の代表者解任議案及び原告の代表者選任議案が審議され、両議案は、出席者全員の賛成により承認された。

したがって、本件役員会の決議によって、被告は本件政党の代表者を解任され、原告は代表者に就任した。

なお、会社法とは異なり、政党については、法令で決議の方法や要件等について規律がされているわけではないこと、他方、政党助成法4条2項は、政党の組織及び運営が民主的かつ公正であることを求めていることからすれば、少なくとも、本件役員会のように、役員の過半数が役員会に出席し、かつ、その賛成がある場合には、その決議の有効性は否定されない。

(3) 令和5年5月10日開催の総会による追認

令和5年5月10日、本件政党の総会が開催された。同総会では、原告と被告のどちらを代表者として認めるかについて、選挙方式による投票が行われ、その結果、出席者174名中173名が原告に投票した上、853名から委任状を受けていた議長もその投票結果に従うとしたため、全党員1414名のうちの圧倒的多数の賛成をもって、本件役員会における原告の代表者

選任決議が追認された。また、同総会においては、本件役員会における被告の代表者解任決議を追認する旨の議案についても賛成多数で承認された。

政党助成法の上記規定の趣旨や、政党についてはその内部的自律権が最大限尊重されるべきことに照らすと、本件総会において上記各追認の決議がされている以上、仮に本件役員会の決議に手続上の瑕疵があったとしても、その瑕疵は治癒されるというべきである。

(被告の主張)

(1) 役員会決議による解任の可否

本件党規約7条1項は、被告が党首であることを明記しているところ、本件党規約11条によれば、本件党規約の改廃は、総会の決議によるとされている。そのため、本件政党の党首を変更するためには、総会による本件党規約の改廃決議を要すると解すべきである。したがって、本件役員会決議によって被告を代表者（党首）から解任することはできない。

(2) 令和5年4月6日開催の役員会決議の効力

ア 本件党規約5条2項は、党首が役員会を招集すると規定している。また、役員会の目的事項が代表者（党首）の解任であったとしても、当該代表者（党首）がその役員会を招集すること自体は、政党と利益が相反する事項には当たらないことから、法人格付与法9条の4が適用されることはなく、当該代表者（党首）の招集権限が否定されることもない。

さらに、本件党規約13条2項は、党首が高度障害を負った場合等、飽くまで、党首が招集の意思表示をすることができない客観的な状況にある場合を想定した規定であり、本件役員会当時、被告においてそのような状況にはなかったのであるから、同項が適用されることもない。

したがって、党首ではない原告が招集した本件役員会は、本件党規約上の役員会であるとはいえない。

イ また、本件役員会は、被告のほか、役員2名（丸山及び公美）が、その

招集があったことすら把握しない中で、一部の役員のみにより開催されたものにすぎない。さらに、本件役員会の議事録には、出席役員として栗飯原の名前がないばかりか、原告は、本件訴訟において、当初、栗飯原が本件役員会に出席したと主張していなかったこと等に照らすと、栗飯原が本件役員会に出席して議決権を行使した事実があったとは考えられず、そのため、本件役員会で議決権を行使した役員は、原告と立花だけとなる。このように、本件役員会は、役員会としての実態を全く欠いているから、いずれにせよ、本件役員会決議によって被告が有効に解任されたということとはできない。

(3) 令和5年5月10日開催の総会決議の効力

ア 本件党規約5条1項は、党首が総会を招集すると規定している。また、上記(2)アのとおり、代表者（党首）の解任等を会議の目的事項とする場合であっても、そのことから、法人格付与法9条の4又は本件党規約13条2項が適用されるということもない。

したがって、党首ではない者が招集した令和5年5月10日の総会は、本件党規約上の総会であるとはいえない。

イ また、上記総会は誰が招集したものであるのか不明である上、全ての党員にその招集通知が発せられたか否かも不明である。そもそも、本件政党においては、議決権のある者となない者が誰かさえも分からない。

したがって、上記総会において有効な決議がされたとはいえない。

第4 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) 令和5年3月27日の話合い

被告は、被告が政治資金パーティーを企画したことを契機として立花から

呼出しを受け、令和5年3月27日の夕方から深夜にかけて、立花、被告、黒川敦彦及び佐藤さおりとの間で話合いを行った。

5 その際、立花は、被告に対し、被告が企画した上記政治資金パーティーを契機として、本件政党の複数の債権者から返金の要求を受けている旨を伝え
10 るとともに、そのような事態に対応するため、現在は一体となっている党首と代表者の地位を分離した上で、代表者の地位を対外的に信用のある立花に戻すこと、その一方で代表権のない党首は被告が続けること、被告には給与の名目で月100万円の金員を支払うことを提案した（以下「本件提案」という。）。これに対し、被告は、本件提案を受けることについて前向きである
15 旨の回答をする一方で、その内容を書面にしておきたい旨を伝え、立花からその承諾を得た。（甲9、弁論の全趣旨）

(2) 令和5年3月28日から同月29日の被告と立花とのやり取り

被告と立花は、令和5年3月28日から同月29日にかけて、LINE上で次の内容のメッセージのやり取りをした。（甲26）

15 ア 令和5年3月28日（火）午前2時19分 被告→立花

「今日色々と理解しました。安心して仕事できるなら私はどちらでもいいです。代表おりた方がいいなら、明日紙用意します。」

イ 同日午前2時21分 立花→被告

20 「大津党首と未長く仕事したいから、代表譲って下さい。明日でも明後日でも紙よろしく！」

ウ 同月29日（水）午前7時54分 立花→被告

「今日約束の紙用意してもらえますか？」

エ 同日午前8時01分 被告→立花

25 「私の弁護士の予定で金か土曜になりそうなんですが大丈夫でしょうか？」

オ 同日午前8時20分 立花→被告

「ごめんなさい。一昨日説明しましたが、いつ、取り付け騒ぎが起こるかわかりません。それでも良いのなら、大津党首のタイミングでやって下さい。明日紙を用意しますと言ったのは、大津党首なのですから。いずれにしても、本日の会議は行います！」

5 カ 同日午前8時45分 被告→立花

「この前の話し合いで何度か撤回もされてましたよね？ 浜田議員動画でもあげてるし、そこまで正式に急ぐ必要は世間を安心させるが理由なら
ないのかなと思いました(ママ)。私の弁護士さんも都合があるし、任せてる
のですぐと言われても困ります。もちろん依頼自体はすぐしてます。今日
10 も急かしてはみます。」

(3) 本件会議の開催

令和5年3月29日、参議院議員会館の講堂において、立花の主催により、
本件会議が開催された。本件会議には、原告、被告及び立花のほか、多数の
関係者や記者が出席しており、その様子はインターネットの動画共有サイト
15 上において生放送で配信された。

立花は、本件会議の冒頭、本件政党の資金繰りや借入れの状況等について
説明を行った後、①返金希望が増えると返済が困難となり、取り付け騒ぎに
なるかもしれない旨、②被告には同月27日の話合いの場で月100万円を
渡すと約束したが、すぐに代表権が自分に戻ってきていれば本件会議を開く
つもりはなかったものの、今朝の話でも被告がどうしても紙が必要であると
20 述べており、その用意が金曜日とか土曜日までかかると述べていた旨、③3
日も4日も決定を引き延ばしていると、不安を感じる者が沢山出てきて、更
に返金が難しい状況になるかもしれない旨、④上記の話合いは密室でしてし
まったが、皆にも聞いてもらった方がいいと思い、本件会議を開くことにし
た旨などを述べた。
25

その後、立花と被告との間で同月27日の話合いの内容等に関する発言の

やり取りが行われたほか、他の出席者からも発言や質問等がされた。(甲9、乙4)

(4) 本件会議後の立花の言動

立花は、令和5年3月30日配信の動画において、昨日の会議でも言っていたとおり被告が代表者をこのまま継続することはおそらくないと思う、本人は弁護士に相談して決めるということだったので、2週間ほど待って4月半ばまでに被告又は被告が信頼できない人物を指名した場合には裁判をするなどと発言していた。(乙4)

(5) 収支報告書等の提出

本件政党は、令和5年3月31日、代表者を被告、会計責任者を立花として、千葉県選挙管理委員会に対して収支報告書、総務省に対して使途等報告書をそれぞれ提出した。(乙2、3)

(6) 本件役員会の開催

ア 原告及び立花は、令和5年4月5日頃、被告が本件政党のりそな銀行の預金口座の名義を変更したことを認識した。(甲12、乙4)

イ 令和5年4月6日午後8時、参議院議員会館の議員事務所において、役員である原告、立花及び栗飯原が出席していたほか、幹事長の職(ただし、本件党規約上の役員ではない。)にある浜田が参加し、本件役員会が開催された。

本件役員会においては、被告を本件政党の代表者から解任する旨の議案及び原告を本件政党の代表者に選任する旨の議案が諮られ、両議案とも、出席者全員の賛成により承認された(以下、被告の代表者解任に係る決議を指して「本件解任決議」といい、原告の代表者選任に係る決議を指して「本件選任決議」という。))。

ただし、本件役員会に先立ち、被告、丸山及び公美に対する招集の連絡はされていなかった。(甲1、32、弁論の全趣旨)

(7) 令和5年5月10日の総会の開催

令和5年5月10日午後6時頃、参議院議員会館の会議室において、本件
政党の総会（以下「本件総会」という。）が開催された。本件総会に先立って
は、会議の目的事項を「党代表権について」、「今般選挙の総括について」及
び「その他」とする招集通知が発せられていた。

本件総会の冒頭、司会から、議決権を有する党員は1414名であり、そ
のうち174名が会場に出席していること、853名が議長に対する委任状
を提出していることが報告された。なお、同委任状には、「欠席し、議長に議
決権を委任いたします」との文言が記載されていた。

上記報告後、議長に選出された丸山は、役員から党代表権について採決を
してほしい旨の提案が出されているので、それを含めて出席者から意見をも
らい、会の後半でその採決をしたいことなどを説明した。

約1時間にわたる質疑応答の後、この場で上記提案についての決議を採る
ことについての採決が行われ、賛成多数であったことから、決議に移ること
となった。

党代表権についての決議は、出席者に配付されていた原告及び被告の氏名
の書かれた2枚の投票用紙のうち、党の代表者としてふさわしいと思う方の
氏名の書かれた投票用紙を投票する方法で行われた。

その開票作業中も質疑応答が続けられたが、その際、出席者の一人が、被
告も総会を開催するなどして党員の意見を聞く場を設けるよう被告に伝える
べきではないかと発言した。これに対し、立花が、本件総会には被告を呼ん
でいるので、これ以上被告を待つ必要はない旨を発言し、この場で本件解任
決議について議決を諮ってもらいたいと述べた。丸山は、この提案について
採決を行い、賛成多数であったことから、開票後に決議する旨を述べた。

開票作業が終了し、丸山は、開票の結果、原告への投票数が173票、被
告への投票数が1票であることを報告し、原告が代表者兼党首として承認可

決された旨を宣言した。

続いて、丸山は、本件解任決議及び本件選任決議等を追認するかについて採決を行い、賛成多数であったことから、承認された旨を宣言した。(甲2)

2 争点1 (令和5年3月29日開催の本件会議において、被告が代表者を辞任し、原告が代表者に就任したか否か) について

(1) 原告は、本件会議における被告の発言に照らすと、被告は本件政党の代表者を辞任する旨の意思表示を行ったと主張する。

そこで検討するに、前記認定事実(1)から(3)まで及び証拠(甲9)によれば、本件会議は、当時の会計責任者であった立花が、被告が企画した政治資金パーティーを契機として本件政党の債権者から返金の要求を受けていることを理由に、本件政党の代表権を被告から速やかに移すことを企図して開催されたものであり、本件会議には、多数の関係者や記者が出席しており、その様子はインターネット上で生放送により配信されるなど、本件会議は、公開されて多くの関係者等が傍聴し又は傍聴できるものであったことが認められる。被告は、このような目的、態様により行われた本件会議の中で、①「だから私は移すって言ってたじゃないですか。」(甲9の2〔10頁〕)、②「だから私は代表を移すと言っています。」(同〔10頁〕)、③「だから私は別に代表を移していいんですよ。」(同〔11頁〕)、④「だから私は移すって言ってんじゃないですか。」(同〔18頁〕)、⑤「だから私は別に100万円も欲しくないし、最初からそんなこと言ってないし、代表も、渡すって言うてるじゃないですか。」(同〔20頁〕)、⑥「だから代表移すって言っているじゃない。」(同〔20頁〕)、⑦「でも、代表を移すのって立花さんがその借りている方を安心させるためですよ。」(同〔20頁〕)、⑧「だから意思表示したじゃないですか、ずっと。代表を降りますと。」(同〔23頁〕)、⑨「だから、普通に私、渡しますよ。もう今、行って。それでいいですよ。だって、普通にそうしないと党が回らないんだから。私、党を潰したいなんて思っていない

です。」(同〔26頁〕)、⑩「だから普通に私はもう代表を返すと言っている
じゃないですか。」(同〔32頁〕)、⑪「いや、だから結果はもう判子を持っ
ていきますよ、今日。それでいいじゃないですか。」(同〔33頁〕)、⑫(代
表者を誰にお願いするのかという立花の発言に対して、)「齊藤さんでいいじ
ゃないですか。」(同〔34頁〕)、⑬「立花さんが軸で、立花さんが決めたこ
とが、あの、全て反映されるし、それにみんながお金を貸してくれるってこ
とは理解してるから、私がどうしたいとか、そういうことじゃもちろんない
ですよ。代表、渡しますと。」(同〔55頁〕)、⑭「代表渡すことです。
もちろん。はい。」(同〔56頁〕)、⑮「決定でいいんじゃないですか。だっ
て当たり前ですよ。私がここで自我を出して、私は感情のために私はとど
まります、乗っ取ります、なんていう訳ないじゃないですか。」(同〔56頁〕)、
⑯「だから私もね、じゃあ何がしたいの。こんなところにとどまって印鑑渡
せばいいじゃないと思いますね。印鑑渡さないと、党としての活動が維持でき
ないからそうしますよ。」(同〔61頁〕)、⑰「だから私が責任を負うことに
すれば、だからそれを、代表を移すってことは、もちろんそのつもりです。」
(同〔61頁〕)などと、本件政党の代表権を移すつもりである旨の発言を複
数回行っていることが認められ、これらの事実は、原告の上記主張に沿う事
実であるといえる。

しかし、他方で、前記認定事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、
①被告は、令和5年3月27日に立花から受けた本件提案について、これを
受ける方向で考えてはいたものの、この提案を何度か撤回しようともする立
花の態度等を見て、その内容を書面にしておきたいとも考え、その意向を立
花にも伝えており(前記認定事実(1)及び(2))、そのような中、②本件会議にお
いては、被告は、上記①～⑰の発言を行いつつも、④(上記①の発言に続け
て、)「その書類を用意する理由は、黒川さんのことをやっぱ辞めさせるため
に、かなり人格攻撃したりとかしているように私は感じたので、そういうふ

うに辞めさせられるかもしれないと。これからもね、党首を続けてくれって
言ってくれるけど、100万円給料を払い続けるからって言ったけど、それ
は嘘かもしれないというふうに思ったんです。」(甲9の2〔10頁〕)、⑥

「紙、用意するように今、だから弁護士と話してるんです。そうじゃないと、
法律の専門家に何か大変なことされるかもしれないというふうに思うから
ですよ。」(同〔12頁〕)、⑦「だから、立花さんが何かこう、私にしてくだ
さったこととか、これからやっていきたいって言ってくれるけど、それが本
当なのかなって分からないから、書面にしたいって言ったので、だからそれ
をちゃんと書面にしますって言ったのに、何かこう、毎日毎日言うことが変
わるから。」(同〔18頁〕)、⑧「だから党首の業務を続けてるのに、行くの
に。そういうふうに提案されたから、じゃあそれを書面でって言っただけじ
ゃないですか。」(同〔23頁〕)、⑨「だから、私はこのままこの仕事をやっ
ていきたいなって思っていたから、本当に頑張ろうと思っていたので、こう
いうことを続けられるのであれば、それをちゃんと書面にしてくださいと。」

(同〔55頁〕)、⑩(上記⑨に続けて、)「だけど、私はこの職を続けたいけ
ど、立花さんの最近のこの行動とか、いろんなこと見てて、私、とても怖い
ですと。だから、書面にしてくださいと言ったのであって、別にそれはお金
が欲しいとかいう訳でもないのに…」(同〔55頁〕)、「だから私はこれを続
けていきたいし、党のためにやっていきたいから、だから書面を結びたいと。」

(同〔56頁〕)、⑪「だから、こういうことが起こることが怖かったから、
書面にして、ちゃんと党のために働きたいと思ったんです。」「親もね、ちゃ
んとそういうことをしなさいって言うから、ちゃんとその書面をちゃんと弁
護士の方に作ってもらって、ちゃんと働く契約しようと思ったんですよ。」

(同〔60頁〕)、⑫(上記⑫に続けて、)「だけど、その書面を用意するって
いうことは、もうちゃんと話し合ってたことだったのに、今日になってそう
いうふうに言われて。」(同〔61頁〕)などと、終始、本件提案の内容を書面

にしておきたい理由を繰り返し発言していたことが認められる。そして、③
本件会議の終盤においても、出席者から、「大津党首は、辞める意思があるの
であれば、ご自身で、何度も何度も繰り返しおっしゃっているように、期日
を定めて早急に書面と印鑑を用意すべきだと思います。」(甲9の2〔63頁〕)、
5 「党の職員も解雇するような形でお金をかけないようにする。そういったよ
うなことをするのは今の大津党首としての役割であって、それを今速やかに
齊藤党首に、齊藤さんに代表を移して後は任せましたってやるものじゃない
んじゃないかというふうに、私はちょっと。」(同〔70頁〕)などの発言がさ
れているほか、立花からも、「今の事態、現実には今1億円くらいのお金を返し
10 てくださいっていう人が出てきていることにどう対処するのかを、もう権限
があるのは大津党首なんだから、そこについてもう明確に回答されるような
時間帯じゃないですか。」(同〔70頁〕)との発言がされており、立花を含む
本件会議の出席者においても、本件会議中の被告の発言をもって直ちに被告
が代表者を辞任したとは認識していなかったことが窺われ、そのような状況
15 で、④本件会議は、被告が代表者を辞任したとか、原告が代表者に就任した
とかといった結論が示されないまま、曖昧な形で終了したことが認められる
(甲9の2〔71頁〕)。実際に、⑤本件会議後も、本件会議を主催した立花
自身が、被告が本件会議の時点で確定的に辞任していないことを前提とする
言動をしており(前記認定事実(4))、被告を代表者とする本件政党の収支報告
20 書等が提出されていること(同(5))など、本件会議において被告が代表者を
辞任したこととは整合しない事実が認められるところである。

これらの事実を照らすと、被告は、本件提案のとおり、本件政党の党首を
続ける代わりに代表者の地位を移すことは構わないとは考えていたものの、
そのためには本件提案の内容を書面の形で残しておきたいと考えていたとこ
25 ろ、本件会議においても、被告はその趣旨の発言を繰り返し行っていたにす
ぎないというべきであり、本件会議における被告の発言をもって、その場で

直ちに被告が代表者を辞任するとの確定的な意思表示をしたと認めることはできない。

したがって、原告の主張に沿う上記事実から、被告が本件会議において代表者辞任の意思表示をしたとの事実を認めることはできない。

5 (2) 原告の主張について

ア 原告は、被告は立花が既に本件提案を破棄していることや、速やかに自らが代表者を辞任する必要があることを認識しながら、代表権を移すという上記(1)⑥の発言等をしているのであるから、被告は本件提案の内容を書面にするとといった条件を付ける意思はなく、無条件で代表者を辞任する意思であった旨を主張する。

しかし、上記(1)②のとおり、被告は、本件会議において、終始、本件提案の内容を書面にしておきたいという理由を繰り返し発言しているのであるから、当該書面の作成もなく無条件で代表者を辞任する意思表示をしたと認めることはできない。

15 イ 原告は、被告は自らが代表権のない党首を続けていくことや、その対価として月100万円を得ることなどの雇用条件を書面にしておきたいと述べていたにすぎず、代表者を辞任するために書面が必要であるという趣旨で書面の作成に言及していたわけではないから、書面の作成がなくとも代表者を辞任する意思自体は有していた旨を主張する。

20 しかし、本件提案においては、前記認定事実(1)のとおり、代表権を立花に戻すことと被告が党首を続けることなどが交換条件になっていたのであるから、被告が党首を続けることなどを含めた本件提案の内容を書面にしていないにもかかわらず、被告が代表者を辞任する意思を有していたと認めることはできない。

25 ウ 原告は、被告の上記(1)⑫の発言は、被告が本件政党の代表者の後任者として原告を指名したものであり、原告に対する代表者就任に係る申込みの

意思表示を行ったものである旨を主張する。

しかし、以上の説示のとおり、本件提案の内容を書面にしていないにもかかわらず、被告が本件会議の場で直ちに代表者を辞任するとの確定的な意思表示をしたと認めることはできず、被告の上記(1)⑫の発言は、単に被告が代表者を辞任した場合の仮定的な発言にすぎないことから、原告の上記主張は採用することができない。

エ 原告は、被告は別件訴訟において本件政党の代表者の地位にない旨を主張しているところ、これは、被告が代表者を辞任又は解任されたことを前提とする主張であるから、被告が本件会議で代表者辞任の意思表示をしたことを裏付ける旨を主張する。

しかし、証拠（甲13～16）によれば、被告は、別件訴訟（被告が選挙ポスター等の作成に係る売掛金請求を受けた事件）において、本件政党の創設者である立花及び原告から除名を言い渡されたので、立花の提携する業者である別件訴訟の原告に対する選挙ポスター等の作成依頼は失効したと認識していた旨などを主張しているにすぎないから、被告が本件会議で代表者辞任の意思表示をした事実を推認させるものとはいえない。

(3) 他に、被告が本件会議において代表者辞任の意思表示をした事実を認めるに足りる証拠はない。

したがって、その余の点（本件会議において、原告が代表者就任の意思表示をしたか否か）について判断するまでもなく、原告の主位的請求は理由がない。

3 争点2（令和5年4月6日開催の本件政党の役員会決議によって、被告が代表者を解任され、原告が代表者に就任したか否か）について

(1) 政党は、政治上の信条、意見等を共通にする者が任意に結成する政治結社であって、内部的には、通常、自律的規範を有し、その成員である黨員に対して自治権能を有するものであり、国民がその政治的意思を国政に反映させ

実現させるための最も有効な媒体であって、議会制民主主義を支える上で極めて重要な存在であるから、政党に対しては、高度の自主性と自律性を与えて自主的に組織運営をする自由を保障しなければならない。したがって、政党の代表者が有効に選任又は解任されたかについては、適正な手続が履践されていたか否かという観点から審理判断がされなければならない。当該政党の自律的に定めた規範が公序良俗に反するなどの特段の事情のない限り当該規範に照らし、当該規範を有しないときは条理に基づき、適正な手続に則ってされたか否かによって判断し、審理もこの点に限られると解するのが相当である（最高裁昭和60年（オ）第4号同63年12月20日第三小法廷判決・集民155号405頁参照）。

(2) そこで、上記の見地から本件について検討する。

ア 原告は、本件党規約には代表者の解任に関する具体的な規定はないから、本件党規約13条1項の規定に基づき、役員会が代表者の解任を決定することができる旨を主張する。（なお、本件政党においては党首が代表者を兼ねていた〔前記前提事実(4)〕から、以下、「党首」という場合には、代表者であることも含意している。）

しかし、本件党規約上には、党首の解任に関する具体的な規定は存在しないものの（甲6）、本件党規約7条1項は、「党首は大津綾香とし」と規定して党首名を規約上明記しており、党首を変更するためには規約の変更が必要であるところ、本件党規約11条は、党規約の改廃は総会において決定すると規定している。このような本件党規約における規定上の根拠に加えて、政党の党首をその意思に反して一方的に解任することは、当該党首のみならず、当該政党及びその党員に対して重大な影響を及ぼす事項であることにも鑑みると、少なくとも本件党規約の下で本件政党の党首を解任するためには、総会による決議を要すると解するのが相当であり、役員会の決議によって党首を解任することはできないというべきである。

したがって、本件役員会の決議によって被告を党首から解任することはできず、本件解任決議によって被告が党首を解任されたと認めることはできない。

5 なお、仮に、役員会の決議によって党首を解任することができるとする見解に立ったとしても、上記(1)で説示したとおり、被告が本件役員会決議によって有効に解任されたか否かについては、その解任の手續が、条理に基づき適正な手續に則ってされたか否かという観点から判断されるべきである。これを本件役員会についてみると、前記認定事実(6)イによれば、本件役員会は、被告に加え、丸山及び公美に対する招集を欠いたまま開催
10 されたものであることが認められる（この点、自らの解任決議について特別利害関係を有する被告は、その議決に加わることができないものの、役員会においては、同決議に先立って他の議案についても審議することが可能であるから、被告に対する役員会の招集を要しないとはいえない。）。

15 このように、本件役員会は、本件党規約上の役員の半数に対する招集を欠いた中で開催されたものであり、その手續上の瑕疵は軽微であるとはいえない。このことに加え、上記のとおり、政党の党首をその意思に反して一方的に解任することは、当該党首のみならず、当該政党及びその党員に対して重大な影響を及ぼす事項であることにも鑑みると、仮に本件党規約
20 13条2項の類推適用により、副党首が党首の解任議案を会議の目的事項とする役員会を招集することができるかと解したとしても、本件役員会における被告の解任の手續が、条理に基づき適正に行われたものと認めることはできない。

 したがって、いずれにせよ、本件役員会決議によって被告が党首を解任されたと認めることはできない。

25 イ 原告は、政党の内部的自律権の尊重等の観点に照らすと、令和5年5月10日に開催された本件総会において本件解任決議が追認されている以上、

仮に本件役員会の決議に手続上の瑕疵があったとしても、その瑕疵は治癒される旨を主張する。

しかし、上記アのとおり、そもそも本件党規約の下では、役員会の決議によって党首を解任することはできないというべきであるから、たとえ本件総会で本件解任決議が追認されたとしても、本件役員会における被告の解任決議が有効となるものではなく、令和5年4月6日の本件役員会で被告が解任されたことを前提とする原告の予備的請求は理由がない。

なお、本件解任決議の追認の決議をもってそれ自体被告の解任決議とみる余地がないではないことに鑑み、念のため、この点についても検討しておく、上記(1)で説示したとおり、被告が本件総会決議によって有効に解任されたか否かについては、その解任の手続が、条理に基づき適正な手続に則ってされたか否かという観点から判断されるべきである。

これを本件総会についてみると、①そもそも本件総会については誰が招集したものか判然としないこと（原告は、副党首である丸山が招集した旨を主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。）、②前記認定事実(7)によれば、本件政党の議決権を有する党員は1414名存在し、そのうち、本件総会に出席した党員は174名にとどまるところ、本件総会の招集通知には、会議の目的事項として、「党代表権について」、「今般選挙の総括について」及び「その他」と抽象的な記載しかされておらず、本件総会の出席者の中には、被告も総会を開催するなどして党員の意見を聞くべきである旨の発言をする者もいたように、上記招集通知の記載からは、必ずしも本件総会において被告を確定的に解任する旨の決議が予定されていることを読み取ることまで期待することはできず、本件解任決議の追認を行うことも本件総会の場で決まったものであること、欠席者が議長に提出した委任状は、議案の内容を問うことなく、その議決権の行使を全て議長に委任するという内容であったこと、本件党規約には、党首の解任手続につい

ての規定がないだけでなく、党首の選任手続についての規定すらも欠いており、どのような手続によって党首の解任がされるのかについて、党員に予見可能性があるとはいえないことからすると、本件総会に欠席した党員及び議長に委任状を提出した党員に対して、被告の解任についての議決権行使の機会が実質的に与えられていたというには大きな疑問があること、③上記アのとおり、政党の党首をその意思に反して一方的に解任することは、当該党首のみならず、当該政党及びその党員に対して重大な影響を及ぼす事項であることに照らすと、本件総会における被告の解任の手続が、条理に基づき適正に行われたものと認めることはできない。

(3) 以上によれば、その余の点（本件役員会決議によって原告が代表者に就任したか否か）について判断するまでもなく、原告の予備的請求は理由がない。

第5 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由がないから、これらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官

笹本 哲朗

裁判官

佐藤 丈宜

裁判官

松井 馨太郎

これは正本である。

令和 6 年 3 月 2 1 日

東京地方裁判所民事第 8 部

裁判所書記官

高 木 和 博

